

消費者支援機構福岡発 2019-042 号
2019 年 11 月 22 日

福岡マラソン実行委員会
会長 下川 祥二 様

適 格 消 費 者 団 体
特定非営利活動法人消費者支援機構福岡
理 事 長 朝 見 行 弘
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 1 丁目 18 番 16 号
博多駅前 1 丁目ビル 302 号
TEL 092-292-9301 / FAX 092-292-9302

回答書のご送付に関する御礼及び次年度の申込関係書類の開示のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴実行委員会からの 2019 年 9 月 30 日付けのご回答文書を送付いただきありがとうございます。当機構からの申入れに対して真摯にご対応いただきましたこと、あらためて御礼申し上げます。

貴実行委員会において、次年度以降、同様の大会を開催する場合には、当機構が指摘した条項の改正を検討するとのご回答をいただきましたので、次年度の改定後の申込関係書類の送付をお願いいたします。上記ご回答文書に沿って、申込関係書類が改定されていることが確認できましたら、申入れ活動を終了させていただく予定です。

つきましては、貴実行委員会において次年度以降、同様の大会を開催する場合には、契約関係書類を当機構までご送付くださいますようお願いいたします。

今後も当機構では、消費者の権利確立をめざし、消費者被害の調査、情報提供、救済活動等を行うとともに、事業者の、消費者に対する不当な勧誘行為や、不当契約条項の使用中止の申入れ活動を行っていく所存でございますので、貴実行委員会におかれましては、引き続き当機構の活動にご理解とご協力をいただければ幸いです。

なお、「福岡マラソン 2019 募集要項 申込規約（1）」について、当機構では、下記のとおりの見解をもっていますので、実際の参加料返還の取り扱いの際には、ご留意願います。

記

当機構の申入れ（消費者支援機構福岡 2019-032 号）においては、「参加者の登録等に実際に要した費用」を超える部分につき参加料および手数料を返還されるよう規約の変更をお願いしておりましたが、貴実行委員会からのご回答によれば、「中止までに要した経費等を差引いた上で」参加料を返還する旨の改定案が示されています。

当機構における検討過程において、当該規約は民法 536 条の規定する危険負担の原則である債務者主義の適用に比して消費者の権利を制限する点において消費者契約法 10 条の第

1 要件該当性が認められることには異論が見られませんでした。しかし、第2 要件該当性については、債務者主義により主催者である貴実行委員会が危険を負担すべきである以上、参加料の全額を返還しない場合においては信義則に反するものとする立場と一定の経費を差し引いて参加料を返金したとしても必ずしも信義則に反するものとは言えないとする立場が示されたことから、上記申入れについては、参加登録に直接かかる費用に限定するものとして「参加者の登録等実際に要した費用」につき控除して参加料を返還する限度においては信義則に反しないものとすることで当機構としての合意を得たものです。

そこで、当機構としては、「地震、風水害、荒天、積雪、事件、事故、疾病等」の事由によって本件マラソンが中止となった場合については、参加料および手数料の全額を返還するか、あるいは少なくとも「中止までに要した経費等」ではなく「参加者の登録等実際に要した費用」に限って控除したうえで参加料および手数料を返還する旨に約款を改めていただくよう要請いたします。

なお、2020 年（令和2 年）4 月1 日からは改正民法が施行され、民法 536 条が削除され、危険負担の考え方は廃止されることとなります。そして、改正民法の下においては、当事者双方の責めに帰することのできない事由によって債務が履行不能となった場合、反対給付債務が消滅する（現行民法 536 条 1 項）のではなく、履行拒絶権が付与される（改正民法 536 条 1 項）ものと規定されています。しかし、債権者は履行拒絶権のある反対給付債務の履行を常に拒絶することができることから、そのような反対給付債務について給付保持を認める必要はなく、債務として存在しないものと同様に評価することができるものとされています（筒井健夫＝松村秀樹編著『一問一答 民法（債権関係）改正』228 頁（注3）（2018 年）。したがって、改正民法の下においても、すでに給付された反対給付は、現行法と同様、不当利得として返還されるべきものと解されます。

敬具